

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第61号）（行財政局人事部人事課）

地方独立行政法人京都市立病院機構を設立することに伴い、職員を派遣することができる団体に、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）のうち、その業務の全部又は一部が本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、本市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものを加えることとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第61号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 本市が設立した法第2条第1項第2号に規定する法人のうち、人事委員会規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)